

任意継続被保険者保険料の決定について

健康保険法第47条に基づき、令和8年度任意継続被保険者の標準報酬月額の上限を決定する、H. U. グループ健康保険組合の平均標準報酬月額を公告します。

記

1. 令和7年9月30日における決定額

- ・平均標準報酬月額 310,722円
- ・決定標準報酬等級 320千円（23等級）

2. 適用日

- ・令和8年4月1日より適用する。

以上

令和8年2月27日

H. U. グループ健康保険組合  
理事長 山本 幸史  
(公印省略)